

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（190）」
2. 日時：平成29年6月23日 10時00分～12時00分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、皆川安全審査官、
（安全技術管理官（システム安全担当）付）

小野主任技術研究調査官、酒井主任技術研究調査官、江口技術研究調査官、
江畑技術参与、増原技術参与、小西技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当）） 他
16名

東北電力株式会社：東通原子力発電所 副調査役

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力安全）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（炉心損傷防止対策）のうち、崩壊熱除去機能喪失（取水機能喪失）及び原子炉停止機能喪失の対策について、これまでの指摘事項を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【崩壊熱除去機能喪失（取水機能喪失）】

- 作業と所要時間のチャートについて、対応可能な要員にて実施するとして、要員を割り当てていない項目についても、実態を踏まえて要員を割り当てること。
- 格納容器スプレイの着手基準について、サブプレッション・チェンバ圧力が245kPa[gage]を超過している場合と279kPa[gage]に到達した場合との基準の違いについて、考え方を整理した資料を提示すること。
- 解析コードにおける不確かさについて、燃料被覆管が冠水している場合の炉心における燃料棒表面熱伝達、沸騰遷移及び気液熱非平衡の不確かさの扱いを整理した資料を提示すること。

【原子炉停止機能喪失】

- リウエットを考慮しない場合の燃料被覆管温度への影響について、燃料被覆管温度の挙動の考え方について整理した資料を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 崩壊熱除去機能喪失（取水機能喪失） 比較表
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 原子炉停止機能喪失 比較表